

議案2-4 (6) 財産目録

財 産 目 録

平成29年3月31日現在

(単位:円)

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|-------------|-------------|----------------------------|---|---------------------------------|
| (流動資産) | 預金 | 普通預金 みずほ銀行神田支店他 | 運転資金として | 4,557,548 |
| | | | | |
| 流動資産合計 | | | | 4,557,548 |
| (固定資産) | | | | |
| 基本財産 | 基本資産 | 貸付信託 三井住友信託銀行 日本橋営業部 | 公益目的保有財産として管理されている預金 | 220,000 |
| | | 定期預金 三井住友信託銀行 本店営業部 | 公益目的保有財産として管理されている預金 | 280,000 |
| | | 定期預金 みずほ信託銀行本店 | 公益目的保有財産として管理されている預金 | 1,000,000 |
| 特定資産 | 退職給与積立資産 | 定期預金 三井住友銀行神田支店 | 事務職員退職のための積立資金であり、資産取得資金として管理されている預金 | 1,370,645 |
| | 国際交流準備積立資産 | 定期預金 みずほ信託銀行本店 | 国際交流事業の積立資金であり、資産取得資金として管理されている預金として使用している。 | 808,219 |
| その他 固定資産 | 事務所賃借保証金 | | 公益事業活動の場として借り上げている事務所の保証金 | 1,487,640 |
| 固定資産合計 | | | | 5,166,504 |
| 資産合計 | | | | 9,724,052 |
| (流動負債) | 前受会費 未払金 | 業者に対する未払額 職員への給料 | 公益事業に供する印刷物の未払い分 締計上分後 | 4,868,000 432,016 141,500 |
| 流動負債合計 | | | | 5,441,516 |
| (固定負債) | | | | 4,282,536 |
| | 退職給与引当金 | 従業員に対するもの | | 0 |
| | 長期借入金 | | | 0 |
| 固定負債合計 | | | | 0 |
| 負債合計 | | | | 5,441,516 |
| 正味財産 | | | | 4,282,536 |

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、賃借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。
確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、賃借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。